

2020年度 日本学生支援機構「貸与(第二種のみ)・給付奨学金」および「授業料等減免」の申込手順について

1. 対象者 学部1年生～4年生

(注1)給付奨学金はこれまでに留年している人、貸与奨学金は今年度留年している人は申込できません。

(注2)すでに奨学生として採用されている学生は対象外です。ただし、採用となっている種別と異なる種別を希望する場合は、申込をしてください。

2. 書類提出先 ※以下のいずれかの方法で提出してください。不備がある場合は、L-Camにてご連絡しますので、見落とさないようにしてください。

【郵送先】 〒470-0392 愛知県豊田市八草町八千草 1247 愛知工業大学学生サービスグループ 宛
※簡易書留等記録の残る形で送付して下さい。

【窓口】 八草キャンパス 第2本部棟2階 学生サービスグループ
自由ヶ丘キャンパス 本館事務室

3. 申込基準(学力)

入学年度	判定基準	貸与奨学金		給付奨学金
		併用	第2種	
2020年度	高校の成績(評定平均)	原則3.5以上	2.7以上	原則3.5以上
2017～2019年度	前年度末の成績(GPA順位)	所属専攻の上位1/3以内	所属専攻の上位2/3以内	所属専攻の上位1/2以内 または 修得した単位数が標準単位数(※1)以上であり、学修意欲を有していることが学修計画書において確認できること
2016年度以前				

(※1) 標準単位数 = 卒業に必要な単位数 / 修業年限 × 申請者の在学年数

4. 申込手順 期限等は貸与・給付共通です。(①～③は右表に対応しています。)

	貸与・給付奨学金	授業料等減免(給付奨学金申請者のみ)				
提出書類準備	・右表「5.大学への提出書類」を参照し、提出書類を準備してください。	<p>修学支援新制度における授業料等減免を受けるためには、給付奨学金の申請を併せて「大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定に関する申請書」(以下「授業料減免申請書」)の提出が必要です。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>給付奨学金案内冊子に「⑩授業料減免申請書」を同封しております。</p> <p>授業料減免申請書にはインターネット申込み完了後に表示される「受付番号」を転記し、2.書類提出先に提出して下さい。</p> <p style="text-align: center;">提出期限：11月16日(月)</p>				
下書き用紙記入	<table border="1"> <tr> <td>貸与のみ</td> <td>桃色の奨学金案内に挟みこまれている「スカラネット入力下書き用紙【貸与奨学金のみ申込み用】」</td> </tr> <tr> <td>給付のみ</td> <td>水色の奨学金案内に挟みこまれている「スカラネット下書き用紙【給付奨学金(貸与併用申込み)用】」</td> </tr> </table>		貸与のみ	桃色の奨学金案内に挟みこまれている「スカラネット入力下書き用紙【貸与奨学金のみ申込み用】」	給付のみ	水色の奨学金案内に挟みこまれている「スカラネット下書き用紙【給付奨学金(貸与併用申込み)用】」
貸与のみ	桃色の奨学金案内に挟みこまれている「スカラネット入力下書き用紙【貸与奨学金のみ申込み用】」					
給付のみ	水色の奨学金案内に挟みこまれている「スカラネット下書き用紙【給付奨学金(貸与併用申込み)用】」					
書類提出	<p>準備した提出書類をもとに、申込内容を記入してください。</p> <p>下書き用紙の提出は不要です。</p> <p>提出期限：11月5日(木)</p> <p>5.大学への提出書類【貸与：①～⑦ 給付：⑧,⑨,⑪～⑬】を2.書類提出先に提出して下さい。</p> <p>書類に不備のないことが確認できましたら、インターネット申込に必要な「識別番号(パスワード)」を交付いたします。 ※郵送の場合はL-Camにてお知らせします</p>					
インターネット申込	<p>入力期限：11月8日(日)</p> <p>・下書き用紙に記入した内容をもとにインターネット申込をしてください。</p> <p>・インターネット申込後に表示される「受付番号」は、「マイナンバー提出書」に転記してください。</p>					
マイナンバーを機構へ送付	<p>送付期限：スカラネット入力後、1週間以内(必着)</p> <p>・受付番号を転記したマイナンバー提出書および必要書類※を日本学生支援機構宛に専用封筒にて直接郵送してください。</p>					
成績確認・推薦	<p>申込者の学力について、日本学生支援機構が定める基準に基づき大学が審査を行い、基準を満たしている申請者について推薦をします。学力基準を満たしていないことが判明した場合は、大学からL-Camを通じて連絡します。</p>					
家計基準による審査	<p>大学が推薦した申請者の経済状況について、日本学生支援機構がマイナンバーを利用して収入等の情報を取得し、審査を行います。</p>					
採用決定(初回交付)	<p>採用となった場合、申込時に入力した口座に奨学金が振込まれます。</p> <p>1月8日(金)</p> <p>※第二種奨学金の貸与始期は令和2年10月～令和3年3月から選択可</p>					
「返還誓約書」「誓約書」作成	<p>「返還誓約書(貸与)」「誓約書(給付)」に署名・押印し、必要書類とともに提出します。</p>					

※詳細は「マイナンバー提出書」のセット(黄緑色の封筒)に同封の案内をご確認ください。

原則、貸与始期の各月11日に振り込まれます。ただし、採用月が貸与始期より後の場合は、採用月が初回振込月となります。

5. 大学への提出書類 ※個人番号(マイナンバー)が記載されていないものを取得してください。

■貸与奨学金(第二種のみ)の提出書類	
全員提出	<p>① [貸与奨学金]確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書</p> <p>・必ず各項目に該当する方が自署し、印鑑は各自のものを朱肉で鮮明に押印してください。(シャチハタ印使用不可)</p>
	<p>② 住民票のコピー</p> <p>・申請者本人を含む同一生計家族全員の住民票を取得してください。</p>
	<p>③ 収入状況チェック表</p> <p>・案内冊子に挟み込まれています。説明文をよく読み、両面とも生計維持者の氏名・続柄を記入し、該当する箇所を記入してください。</p>
該当者のみ提出	<p>④ 在学証明書の原本(学生証のコピー不可)</p> <p>・高校・高専・専修学校・大学(院)に在学する兄弟姉妹がいる場合</p>
	<p>⑤ 生計維持者の収入に関する証明書類(コピー可) 奨学金案内 P.31～34 を参照してください</p> <p>・2019年1月2日以降に就業形態に変更がある場合</p> <p>・各種手当(雇用保険基本手当、生活保護、傷病手当、年金、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当)を受け取っている場合</p> <p>(注)父母がパートや無職等で扶養されている場合でも、2019年1月2日以降に就業形態に変更がある場合は、収入(無収入を含む)の証明書類が必要です。</p>
	<p>⑥ 特別控除に関する証明書類(コピー可) 奨学金案内 P.38 を参照してください</p> <p>・障害のある人がいる場合</p> <p>・6か月以上療養中(見込を含む)の家族がいる場合</p> <p>・生計維持者が単身赴任で別居している場合</p> <p>・1年以内に災害・盗難などの被害を受けた場合</p>
	<p>⑦ 在留カードのコピー等(外国籍の場合) 奨学金案内 P.5,6 を参照してください</p>

■給付奨学金の提出書類

全員提出	<p>⑧ 給付奨学金確認書(兼現行給付奨学金の辞退及び第一種奨学金契約変更の承諾書)</p> <p>・必ず各項目に該当する方が自署し、印鑑は各自のものを朱肉で鮮明に押印してください。(シャチハタ印使用不可)</p> <p>・住所は現住所(現在住んでいる場所)を記入してください。</p>
	<p>⑨ 大学等への修学支援の措置に係る学修計画書(PCでの入力可)</p> <p>・様式は奨学金案内冊子に同封しております。各項目において200～400文字程度で記入してください。</p> <p>・様式はL-Cam(PC版→トップメニュー→キャンパスライフ→学内共有ファイル→「給付奨学金」大学等への修学支援の措置に係る学修計画書)にも掲載しています。</p>
該当者のみ提出	<p>⑩ 授業料減免申請書(4.申込手順「授業料等減免(給付奨学金申請者のみ)」参照)</p>
	<p>⑪ 2020年度課税証明書(コピー可) 奨学金案内 P.17 を参照してください</p> <p>・申込者(本人)が現在市区町村民税を課税されている場合</p> <p>学生本人が課税されるのは2019年1月～12月の1年間の所得が概ね以下に該当する場合です。</p> <p>(未成年の場合) 所得 125万円(額面の収入約200万円)を超える場合</p> <p>(成年の場合) 所得 35万円(額面の収入約100万円)を超える場合</p>
	<p>⑫ 在留資格及び在留期間が明記されている証明書 奨学金案内 P.15 を参照してください</p> <p>・申込者(学生)本人が外国籍の場合、申込可能な在留資格であることを示すために提出が必要です。</p> <p>・「法定特別永住者」及び「永住者」については、在留期間が記載された書類の提出は不要です。</p>
	<p>⑬ 施設等在籍証明書、児童(里親)委託証明書、措置解除決定通知書等(コピー可)</p> <p>・18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類(機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」(原本)でも可)</p>

6. 授業料減免等の取扱いについて

本学が指定する期日までに減免適用前の学納金全額の納入をお願い致します。認定結果を受けて、減免対象額を給付奨学金の振込口座に返還致します。返還の時期は、各学期末を予定しています。